

令和8年台風第18号に伴う災害により 被害を受けた学生・御父母の皆様へ

令和8年台風第18号に伴う災害により被害を受け、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様の御心情をお察しするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

今後の学業生活に支障をきたすような重大な被害を受けた世帯の学生を対象に、相談窓口を下記のとおり設けましたのでお知らせいたします。

記

1 相談方法

[お問い合わせフォーム](#)により、各キャンパス奨学金係にご相談ください。

2 災害に対する奨学金

【学内の奨学金】

○明治大学災害時特別給費奨学金（給付型）

■対象 地震・風水害などの自然災害等により被害に遭い、家計支持者が居住する家屋（災害救助法適用市域対象）が全壊（流出）又は半壊（床上浸水）により、一定期間居住不能な被害を受けた者

■金額 年額：授業料年額相当額又は授業料年額2分の1相当額（被害状況による。）

※ 災害救助法適用地域については[内閣府ホームページ](#)または、[日本学生支援機構（JASSO）ホームページ](#)をご参照ください。

※ 災害救助法適用地域以外の地域で、表記災害により、重大な被害を受けた場合に
ついてもご相談ください。

【学外の奨学金】

○日本学生支援機構奨学金

（1）給付奨学金 家計急変採用

（2）貸与奨学金 緊急採用・応急採用

※ 詳細は、[日本学生支援機構（JASSO）ホームページ](#)をご参照ください。

○JASSO災害支援金（給付型）

家計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者

※ 詳細は、[日本学生支援機構（JASSO）ホームページ](#)をご参照ください。

以 上

2026年10月20日

明治大学学生支援部学生支援事務室